

営利企業従事等の許可の基準について

1 趣旨

この基準は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び営利企業の従事等の制限に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第9号）により制限されている営利企業従事等について、許可する際の具体的な取扱いを定めるものである。

具体的な取扱いを定めることにより、許可の透明性と予測可能性を確保する。どのような内容であれば許可されるかを事前に明らかにし、職員が躊躇なく許可申請を行えるようにすることで、職員の自律的なキャリア形成の推進を図るとともに、営利企業従事等が制限されている趣旨に鑑み、基準に基づいた適切な許可が行われることで、公務の公正性及び信頼性を確保する。

2 営利企業従事等の制限

職員は、許可を受けなければ次に掲げる行為（以下「営利企業従事等」という。）を行うことができない。各号の詳細は、「4 個別の許可基準」に記載する。

- (1) 営利企業等の役員等の地位を兼ねること。
- (2) 自ら営利企業を営むこと。
- (3) 報酬を得て事業又は事務に従事すること。

3 基本的な考え方

(1) 営利企業従事等を行うに当たって満たすべき原則

営利企業従事等を行うための許可を受けるためには、次に掲げる条件を満たさなければならない。

ア 職務遂行上、能率の低下をきたすおそれがないこと。

営利企業従事等を行うことによる心身の著しい疲労のため、職務遂行上の能率の低下をきたすおそれがある場合は許可しない。許可した後も、実態として能率の低下が認められるときは許可を取り消す。

また、従事する事業等に気を取られ、職務に対する注意力が散漫になるなどの悪影響を及ぼすおそれがある場合は許可しない。

イ 相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その職務の公正を妨げるおそれがないこと。

職務の公正性を確保するため、営利企業従事等を行う職員の職務と従事先の団体、事業等との間に次のような相反する利害関係がある場合には許可しない。

（相反する利害関係の例）

- ・許可、認可等の特殊な関係があること。
- ・契約関係であること。

- ・職務上知りえた秘密等により経済的利益を得ることができること。
- ・従事先の業務内容が、職員の属する組織からの情報収集を目的とすること。

ウ 職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと。

社会通念上不適切と考えられる内容、特定の利益のみに資する活動など、公務員としての信用を損ない、又は公務に対する信頼の確保に悪影響を及ぼすおそれがある場合には許可しない。

(2) 対象職員

一般職の常勤職員（任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員（フルタイム）を含む。）

※ 会計年度任用職員（パートタイム）は制限の対象外であるが、兼業等を行う場合は兼業状況届出書により所属に申告すること（「会計年度任用職員 任用事務の手引」を参照）。

(3) 報酬

社会通念上相当と認められる程度を超えない額の報酬は認める。

なお、実費（交通費、昼食代等）は、報酬に該当しない。

(4) サービスの取扱い

勤務時間内に営利企業従事等を行う場合のサービスの取扱いは次のとおりとする。

ア 職務との直接の関連性がある場合

従事する内容が現在の職務との直接の関連性を有する場合は、所属長等の許可を得た上で「業務」として対応することとする（報酬を辞退できない場合には、受けた報酬は市の歳入として取り扱う。）。

イ 職務との直接の関連性がない場合

従事する内容が現在の職務との直接の関連性を有しない場合は、「休暇対応」とする。

ウ 営利企業等の役員等の地位を兼ねる場合

ア及びイにかかわらず、公務の要請により営利企業等の役員等の地位を兼ねる場合は、「有給職免」とする。

なお、平成22年4月2日付け21川総人第1642号「職務専念義務の免除の手続について（通知）」（以下「職免手続通知」という。）の3に記載する①から④までの要件のいずれにも該当する場合は、公務として扱うこととする。

【参考】職免手続通知

3 他団体の役員に就任する場合のサービス取扱いについて

- ① 当該団体の事業内容が市の実施する事務事業と密接な関連を有すること。
- ② 当該団体の役員就任の目的が市としての意思を当該団体の活動に反映させるためにその経営に参画しようとするものであること、又は当該団体の活動について市として指導、助言又は監督を行おうとするものであること。

③ 職員が当該団体において実際に従事する職務内容が就任の目的に沿うものであって、かつ、当該職務遂行に当たって市の上司の指揮命令を受けること（当該団体の上司の指揮命令を受けて、当該団体の事務事業に係る内部事務に従事するようなものでないこと。）。

④ 当該団体の役員としての報酬を受けないこと。

エ その他

アからウまでにかかわらず、次のとおりとする。

- ・ 国勢調査員又は統計調査員 「無給職免」
- ・ 消防団活動 「有給職免」
- ・ 講師・講演等（職務との関連があるが「業務」に当たらないもの） 「有給職免」
- ・ 執筆活動 「休暇対応」
- ・ 医師、歯科医師が他病院等で行う診療行為等 「無給職免」

(5) 手続

ア 許可申請

事前に総務企画局人事部人事課と十分に協議を行う。

営利企業従事等の許可申請は、職員情報システムで行う（具体的な申請方法はマニュアルを参照）。

サービスの取扱いが職免（有給又は無給）となる場合も、職員情報システムで申請する。職免の手続については、職免手続通知のとおりとする。

イ 許可の有効期間

営利企業従事等の許可の有効期間は、4（2）の自ら営利企業を営む場合を除き、許可を受けた年度の末日までとする。そのため、前年度に営利企業従事等の許可を受けていたとしても、現年度において初めて営利企業従事等を行う場合は、従事するまでに許可を受けなければならない。

自ら営利企業を営む場合については、有効期間は設けず、許可は翌年度以降も継続するものとする。ただし、対象となる不動産等が増加する場合には、増加分についての許可を受けなければならない（当該増加分が4（2）アのいずれかに該当しない場合を含む。）。

(6) 公表

年度ごとの許可件数を「川崎市人事行政の運営等の状況」に掲載する。

(7) 許可を受けていない場合

許可を受けずに営利企業従事等を行った場合は、懲戒処分の対象となる。申請した後、許可が出る前に営利企業従事等を行った場合も同様とする。

そのため、営利企業従事等であるかに疑義がある場合等は、局庶務担当課を通じて総務企画局人事部人事課に相談することとする。

(8) 教育公務員特例法による許可

この基準は、地方公務員法第38条の規定により制限されている営利企業従事等についての許可の取扱いを定めたものであり、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の規定による営利企業従事等の許可については、この基準にはよらず、従前の例によることとする。

なお、行おうとする営利企業従事等が同法によるものであるかについては、従事する内容により判断すべきであり、同項に規定する内容に合致しないものについては、この基準による許可を受けなければならない。

4 個別の許可基準

営利企業従事等の許可については、「3 基本的な考え方」に基づき判断することとし、各行為に対する許可の考え方は次のとおりとする。

（1）営利企業等の役員等の地位を兼ねる場合

営利企業等の役員等の地位を兼ねる場合の許可は、本市の行政運営上必要である場合などの公務の要請によるものに限る。この場合においては、報酬は辞退することとする。

「営利企業等」とは、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業等のことをいい、会社法上の会社のほか、営利行為を業とする社団も含む。そのため、営利企業等以外の法人（一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、NPO法人等）の役員に就任する場合は、「営利企業等の役員等の地位を兼ねる場合」としての営利企業従事等の許可は不要とする（報酬を得て当該法人の役員に就任する場合は、「報酬を得て事業又は事務に従事する場合」としての許可が必要）。

「役員等」とは、理事、監事、評議員、取締役、監査役、顧問、参与、相談役等の業務の執行又は監査について責任を有する地位にある者及びこれらの者と同等の権限又は支配力を有する地位にある者をいう。

（2）自ら営利企業を営む場合

自ら営利企業を営む場合（以下「自営」という。）の許可は、不動産若しくは駐車場の賃貸又は太陽光電気の販売（以下「不動産賃貸等」という。）を行う場合に限る。

不動産賃貸等については、アのいずれかに該当する場合には自営として取り扱うこととし、イにより営利企業従事等の許可を判断する。そのため、不動産賃貸等がアに該当しない場合は、自営に該当しないため、営利企業従事等の許可は不要とする。

ア 自営として取り扱う範囲

（ア）不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合

a 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

（a）独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。

（b）独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。

- (c) 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
- (d) 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊戯等のための設備を設けたものであること。
- (e) 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。
- b 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - (a) 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
 - (b) 駐車台数が10台以上であること。
- c 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円以上である場合
- d a又はbに掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合
- (イ) 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売
 - 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合

イ 許可の考え方

自営として取り扱う不動産賃貸等が次のいずれにも適合すると認められる場合は、営利企業従事等を許可するものとする。

- (ア) 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営
 - a その職員の占めている職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。
 - b 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により、その職員の職務の遂行について支障がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。
 - c 不動産又は駐車場の賃貸を行うことについて、相続、遺贈等のやむを得ない事情が存すること。
 - d その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (イ) 太陽光電気の販売に係る自営
 - a その職員の占めている職と許可に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。
 - b 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により、その職員の職務の遂行について支障がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。
 - c その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

ウ 手続

不動産賃貸等の許可を受けるに当たっては、職員情報システムの申請時に不動産賃貸等許可申請概要（第1号様式）を添付する。

(3) 報酬を得て事業又は事務に従事する場合

職員が報酬を得て事業又は事務に従事すること（以下「兼業」という。）は、全て制限の対象となる。

ア 報酬

報酬の基本的な考え方は、3（3）のとおりとする。

兼業については、継続性がなく1回限りであっても、報酬を受ける場合は営利企業従事等の許可を受けなければならない。

なお、実費のほか、賞金等の労働の対価性がないものを受領する場合は、兼業の報酬として取り扱わないため、営利企業従事等の許可は不要とする。

イ 兼業を行う時間

原則として勤務時間外に従事することとする。勤務時間内に従事する場合の服務の取扱いは、3（4）のとおりとする。

職務への影響を踏まえ、兼業を行う時間が週8時間若しくは1月30時間を超えるとき又は本市の勤務日において3時間を超えるときは、原則として兼業を認めない。また、繁忙期で時間外勤務が多いなどの事情があり、兼業を行うことで心身の疲労が一層増大し、職務遂行上の能率の低下をきたすおそれがあると認められるときは、兼業を行う時間の要件を満たしている場合であっても、兼業を認めない。

ウ 職務との関連性

許可を受けようとする職員の現在の職務と関連がない兼業についても許可を行うが、原則として公共性又は公益性があるものに限る。

エ 手続

兼業の許可を受けるに当たっては、事前に兼業届（第2号様式）により所属長等に兼業内容の確認を受けた上で、職員情報システムの申請時に兼業届を添付する。

オ 許可・不許可の例

従事内容		許可	備考
附属機関等の委員	本市	不要	・報酬は辞退する（業務として対応する）。
	本市以外	不要	・公務の要請に基づくものに限る。 ・報酬は辞退する（所属長等の許可を得た上で業務として対応する）。
予備自衛官		要	・服務の取扱い「休暇対応」とする。
国勢調査員・統計調査員		要	・服務の取扱い「無給職免」とする。
消防団員		要	・服務の取扱い「有給職免」とする。
講師・講演等	職務との直接の関連性があるもの	不要	・所属長等の許可を得た上で「業務」として対応する。 ・報酬を受ける場合は、市の歳入とする。
	職務との関連性があるが「業務」に当たらないもの	不要	・報酬は辞退する。 ・服務の取扱い「有給職免」とする。

	職務との関連性がないもの	要	・公共性又は公益性があるものに限る。
執筆活動		要	・職務と関連がないものや公共性又は公益性がないものも認める。 ・原則として勤務時間内の活動は認めない。職務に関連する内容を勤務時間内に執筆する場合は、所属長等の許可を得た上で業務として扱う（営利企業従事等の許可は不要）。業務として扱う場合で報酬を受けるときは、市の歳入とする。 ・川崎市職員になる前の執筆活動による収入を得る場合は、許可は不要
医師・歯科医師が他病院等で行う診療行為等		要	・サービスの取扱い「無給職免」とする。 ・次のいずれかに該当するものとして市長が特に必要と認めた場合に許可する。 ①医師等が地域医療連携を促進する目的、医師等が不足する地域における医療を補完する目的、医療機関等において実施する高度・特殊な医療行為を技術的に助力する目的、自らの医療技術を向上させる目的等により、医療機関等において医療行為を行う場合 ②その他特に必要と認められる場合
地域や社会に貢献する公共性又は公益性の高い活動 ・自治会、町内会、PTA 活動への参加 ・市民団体、ボランティア団体等の活動への参加 ・地域でのスポーツ等の指導 ・手話通訳 ・刑事司法ソーシャルワーカー ・成年後見人 - など		要	
株式等の取引		不要	・兼業に当たらない。
裁判員裁判の裁判員、裁判員候補者等		不要	・日当は報酬に該当しない。 ・サービスの取扱い「特休4号」とする。
中古書籍等の転売（単発）		不要	・兼業に当たらない。
中古書籍等の転売（継続的）		不許可	・転売を目的として仕入れを行うなど業として行う場合をいう。 ・自ら小売業を営む場合に該当するため、許可しない。
趣味で製作した物品を販売		不許可	・自ら小売業を営む場合に該当するため、許可しない。
商品の提供を受けてブログ等で紹介		不許可	・一部の会社の利益に寄与する行為のため、許可しない。

【参考】

○地方公務員法

(営利企業への従事等の制限)

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

○営利企業への従事等の制限に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第38条の規定に基づき、営利企業への従事等の制限について必要な事項を定めるものとする。

(制限される地位)

第2条 法第38条第1項の規定により、職員が任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない地位は、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の支配人又は本店若しくは支店の営業の責任者
- (2) 前号に掲げる団体の顧問又は評議員
- (3) その他前各号に準ずる地位

(許可の基準)

第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項及び前条に規定する営利企業の役員その他の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み又は報酬を得て事業若しくは事務に従事しようとする場合は、次の各号に該当する場合でなければ、法第38条第1項の規定による許可をしてはならない。

- (1) その職員の占めている職と当該営利企業又は当該事業若しくは事務との間に特別の利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがないこと
- (2) その職員の職務の遂行について支障がなく、かつ、その発生のおそれがないこと

(特例)

第4条 職員が、法令により公選による公職に就くことを認められている場合には、その公選による公職の職務遂行に必要な限度において第3条の規定は適用しない。

第1号様式

不動産賃貸等許可申請概要

所属	
氏名（職員番号）	

不動産の賃貸	種類 規模	☐ 独立家屋	_____棟
		☐ 独立家屋以外の建物（マンション等）	_____室
		☐ 土地	_____件
	設備	劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊戯等のための設備 ☐ あり ☐ なし	
	用途	旅館、ホテル等特定の業務に供するもの ☐ 該当 ☐ 非該当	
	賃貸収入	年額 _____円	
駐車場の賃貸	種類	建築物である駐車場又は機械施設を設けた駐車場 ☐ 該当 ☐ 非該当	
	規模	駐車台数	_____台
	賃貸収入	年額 _____円	
太陽光電気の 販売	規模	販売に係る太陽光発電設備の定格出力	_____kW

利害関係	現在の職と許可に係る不動産等賃貸等との間の特別な利害関係 ☐ あり ☐ なし
維持管理等	不動産若しくは駐車場又は太陽光発電設備の維持管理等の業者委託 ☐ あり ☐ なし（維持管理等の方法： _____）
不動産又は駐車場の 取得事由 ※太陽光電気は記入不要	☐ 相続・遺贈 ☐ 購入 ☐ その他（具体的に： _____）

※次の書類を添付すること。

- ・不動産等の賃貸料収入額を明らかにする書面（賃貸契約書の写し等）
- ・維持管理等の方法を明らかにする書面（委託先業者との契約書の写し等）
- ・不動産又は駐車場の取得事由を明らかにする書面（登記簿等）
- ・その他参考となる資料（不動産等の図面、太陽光発電設備の概要等）

※賃貸収入は、経費等を控除する前の年間家賃収入額（申請時において見込まれる予定額）を記入すること。

※共有名義で不動産賃貸等を行う場合にあっては、持ち分により按分したものではなく、許可に係る不動産等全体を対象として記入すること。

※上記記載事項に変更があった場合（所有する物件の規模や賃貸収入が増加した場合等）は再度申請すること。

第2号様式

兼業届

所属	
氏名（職員番号）	

兼業先	名称	
	所在地	
兼業内容	従事内容	
	期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	時間	: ～ :
	頻度	回/週・月・年
報酬額		円/1回・1時間
確認事項 (確認の上、チェックしてください。)		☐ 職務遂行上、能率の低下を来すおそれはありません。 ☐ 相反する利害関係はなく、職務の公正を妨げるおそれはありません。 ☐ 職員及び職務の品位を損ねるおそれはありません。
備考		

※ 上欄に記入し、「所属の意見」の記載を受けた上で、職員情報システムの許可申請に添付すること。

※ 職免・休暇は、別途、職員情報システムで申請すること。

※ 既に別の兼業の許可を受けている場合は、備考欄に記載すること。

※ 許可を受け兼業を開始した後、能率低下等の状態が認められた場合は許可を取り消すことがある。

所属の意見

- ☐ 職務との直接の関連性はなく、業務ではない。
☐ 本人の職務能率の低下及び所属の業務への支障のおそれがない。
☐ 兼業を行う時間が、週8時間以下、1月30時間以下、本市勤務日において3時間以下である。
☐ 相反する利害関係はない。
☐ 職員及び職務の品位を損ねることはない。

所属 _____

氏名 _____